Apple Pay 利用規定の改定について

2021 年 9 月 10 日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

Apple Pay 利用規定の改定について、ご案内いたします。
なお、本ご案内は、Apple Pay 利用規定第 13 条に定められた規定変更手続きに則り、お客さまとの間の取引に係る契約を変更させていただくものです。

1．対象

当社が発行する所定のクレジットカードを Apple Pay に設定しているお客さま

2．効力発生日

2021 年 9 月 10 日

3．改定内容

改定内容は以下のとおりです。
改定後の規定（全文）につきましては、https://tscubic.com/kiyaku でご確認いただけます。

（1）利用規定名称の改定について

本利用規定がクレジットカード用の利用規定であることについて明確化いたしました。

◆ 利用規定名称

改定前	改定後
Apple Pay 利用規定	Apple Pay 利用規定**（クレジットカード用）**

（2）J/Speedy について

JCB が運営する非接触式決済システム「J/Speedy」の名称が「JCB Contactless」に変更されたことを踏まえ、以下のとおり改定いたしました。
また、以下では第 2 条を記載しておりますが、その他規定で「J/Speedy」が使用されているものは全て「JCB Contactless」に変更いたしました。

◆ 第 2 条（用語の定義）第 1 項第 12 号

改定前	改定後
「**J/Speedy**」とは、JCB が運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPay／QUICPay+と **J/Speedy** は、いずれも JCB が運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。	「**JCB Contactless**」とは、JCB が運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPay／QUICPay+と **JCB Contactless** は、いずれも JCB が運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。

（3）Face ID について

新たな認証機能である Face ID を以下の通り明記いたしました。

◆ 第 5 条（本件モバイル端末・パスコード等の管理）第 4 項

改定前	改定後
前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の認証機能として、生体認証機能（Touch ID 等）を利用する旨を本件モバイル端末において登録している場合、本件モバイル端末所定の方法により生体認証を行うことをもって、本サービスを利用できる場合があります。生体認証機能の管理にあたっては、会員規約の「暗証番号」に関する規定が準用されます。利用者が本件モバイル端末に登録できるのは利用者本人の生体（指紋等）のみとし、他人（利用者の家族、同居人、留守人等、利用者の関係者を含むが、これに限られない。）の生体を登録してはなりません。利用者は、他人の生体が登録されないよう、生体認証機能を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、他人の生体が登録されたことにより生じた損害は本人会員において負担することとなります。なお、利用者が生体認証機能の利用登録を行っている場合であっても、利用者は引き続き、前項に定める義務を負うものとします。	4.前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の認証機能として、生体認証機能（Touch ID、**Face ID** 等）を利用する旨を本件モバイル端末において登録している場合、本件モバイル端末所定の方法により生体認証を行うことをもって、本サービスを利用できる場合があります。生体認証機能の管理にあたっては、会員規約の「暗証番号」に関する規定が準用されます。利用者が本件モバイル端末に登録できるのは利用者本人の生体（指紋等）のみとし、他人（利用者の家族、同居人、留守人等、利用者の関係者を含むが、これに限られない。）の生体を登録してはなりません。利用者は、他人の生体が登録されないよう、生体認証機能を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、他人の生体が登録されたことにより生じた損害は本人会員において負担することとなります。なお、利用者が生体認証機能の利用登録を行っている場合であっても、利用者は引き続き、前項に定める義務を負うものとします。

（４）モバイル端末・パスコード等の管理に関する規定の改定について

国際ブランドが推奨する認証サービスの後継サービス開始を踏まえ、以下のとおり改定いたしました。

◆　第５条（本件モバイル端末・パスコード等の管理）第５項

改定前	改定後
利用者が本サービスを利用する場合、会員規約または **3D セキュアサービス（SecureCode、J/Secure(TM)）** 利用者規定に基づく暗証番号・パスワードによる認証は、原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱がなされる場合があります。	利用者が本サービスを利用する場合、会員規約または **Visa、Mastercard、JCB 各所定の認証サービス**利用者規定に基づく暗証番号・パスワードによる認証は、原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱がなされる場合があります。

（５）モバイル端末の紛失・盗難等に関する規定の改定について

当社と保険会社との間で締結している保険契約の見直しに伴い、以下のとおり補償サービスに関する記載を変更いたしました。

※お客さまに適用される補償内容に変更はございません。

◆　第９条（本件モバイル端末の紛失・盗難等）第２項

改定前	改定後
本件モバイル端末の紛失・盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、会員規約の「カードの紛失・盗難等」に関する規定が準用されます。指定カードの紛失・盗難等と同様に、同規定による**保険**の適用が受けられない場合は、すべて本人会員において負担することとなります。	本件モバイル端末の紛失・盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、会員規約の「カードの紛失・盗難等」に関する規定が準用されます。指定カードの紛失・盗難等と同様に、同規定による**補償**の適用が受けられない場合は、すべて本人会員において負担することとなります。

（６）本サービスの利用可能期間等の改定について

Apple Pay の仕様変更により、サービス利用可能期間が、指定カードの設定から５年後に更新されることになったことを踏まえ、以下のとおり改定いたしました。

◆　第 12 条（本サービスの利用可能期間等）

改定前	改定後
1.本サービスの利用可能期間は、第 3 条の手続が完了し本件アプリケーション内で指定カードの設定がなされた日から、**会員規約に定める指定カードの有効期限（指定カードの有効期限が更新されたときは、当該有効期限）までとします。ただし、当該設定がなされた日の 5 年後の応当日の属する月の末日を超えないものとします。**	1.本サービスの利用可能期間は、第 3 条の手続が完了し本件アプリケーション内で指定カードの設定がなされた日から、**５年後の応答日の属する月の末日(以下、「利用可能期間満了日」という。)までとします。**
-	**2.前項にかかわらず、当社は、当社所定の方法で本サービスの利用可能期間を、利用可能満了日の翌日から５年間更新し、以後も同様とします。ただし、本件モバイル端末が一定期間圏外にある等の状態にある場合、更新されないことがあります。利用可能期間が更新されなかった場合で、本サービスの利用の継続を希望するとき、利用者は第３条の手続が必要となる場合があることを承諾します。**
2.前項にかかわらず、利用者は、本件アプリケーションにおいて Apple 社所定の手続を行うことにより、いつでも本サービスの利用を終了することができます。	**3.前二項**にかかわらず、利用者は、本件アプリケーションにおいて Apple 社所定の手続を行うことにより、いつでも本サービスの利用を終了することができます。
3.第１項にかかわらず、利用者において次のいずれかの事由が生じた場合、当社は、本サービスが利用可能期間中であっても、当該利用者に対して、通知することなく当然に本サービスの提供を終了します。 (1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay にかかる契約が終了したとき	**4.第１項及び第２項**にかかわらず、利用者において次のいずれかの事由が生じた場合、当社は、本サービスが利用可能期間中であっても、当該利用者に対して、通知することなく当然に本サービスの提供を終了します。 (1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay にかかる契約が終了したとき
4.利用者において次のいずれかの事由が生じた場合であって、当社が必要と判断したときは、当社は、当該利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止する措置を講じることができるものとします。 (1)指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を他人が悪用した可能性があるとき (2)利用者から当社に対して、本件モバイル端末の紛失・盗難の届出があったとき	**5**.利用者において次のいずれかの事由が生じた場合であって、当社が必要と判断したときは、当社は、当該利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止する措置を講じることができるものとします。 (1)指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を他人が悪用した可能性があるとき (2)利用者から当社に対して、本件モバイル端末の紛失・盗難の届出があったとき

（７）当社の WEB サイトの URL について

URL を削除いたしました。

◆　第 13 条（本利用規定の変更）

改定前	改定後
当社は、必要に応じて本利用規定を変更することがあります。本利用規定を変更する場合は、当社**の** WEB サイト**（URL:http://ts3card.com/）**への掲載その他当社所定の方法により、変更内容をお知らせします。	当社は、必要に応じて本利用規定を変更することがあります。本利用規定を変更する場合は、当社 WEB サイトへの掲載その他当社所定の方法により、変更内容をお知らせします。

以上